

名古屋市における建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る
運用制度要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「規則」という。）、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に定めがあるもののほか、名古屋市内における法の施行に関する事務の運用に関して、必要な事項を定めるものとする。

第2章 建築物のエネルギー消費性能適合性判定

(確保計画に関する市長が必要と認める図書)

第2条 規則第1条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「建築物エネルギー消費性能確保計画」という。）が建築物の増築又は改築に係るものである場合にあつては、当該建築物が現に存することとなった日を証する図書又はその写し。
- (2) 住宅の品質の確保促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の設計住宅性能評価を受けた場合は、当該登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に規定する断熱等性能等級が等級4であり、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級4又は5（平成28年4月1日において現に存する建築物については、一次エネルギー消費量等級が等級3、4又は5）であるものに限る。）の写し及び当該設計住宅性能評価書に要した書類の写し。

- 2 規則第1条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、前項第2号の書類を添付する場合にあっては、規則第1条第1項の表の(い)項に掲げる各種計算書(法第11条第1項に規定する住宅部分に係るものに限る。)及び同表の(は)項に掲げる図書とする。

(確保計画の変更)

第3条 法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下「建築物エネルギー消費性能適合性判定」という。)を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画を変更しようとする者は、省エネ計画変更調書(第1号様式)の正本及び副本を市長に提出することができる。

(軽微な変更に関する証明書の交付申請)

第4条 規則第11条の規定により軽微な変更に関する証明書の交付を受けようとする者は、建築基準法第7条第1項又は第18条第16項の規定により完了検査の申請又は完了の通知をする前に、軽微変更該当証明申請書(第2号様式)の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 規則第1条第1項に規定する図書(変更に係る部分に限る。)
- (2) 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が当該確保計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を行った場合にあっては、当該適合性判定に要した書類(変更に係る部分に限る。)
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の申請に基づき交付を決定したときは、軽微変更該当証明書(第3号様式)に申請書の副本を添えて、申請者に交付する。

(完了検査申請書に添付する書類)

第5条 法第12条第6項又は法第13条第7項に規定する適合判定通知書の交付を受けた場合(法第30条第8項及び都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第8項の規定により法第12条第6項の規定の適用を受ける場合を含む。)においては、建築基準法第6条第1項各号に掲げる建築物に係る同法第7条第1項又は第18条第16項の規定による検査の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 省エネ基準工事監理報告書（第4号様式）
- (2) 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更（規則第3条（規則第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に限る。）をした場合にあっては、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（第5号様式）又はその写し
- (3) 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更（建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更（建築物エネルギー消費性能確保計画の根本的な変更を除く。）に限る。）をした場合にあっては、市長が交付する軽微変更該当証明書若しくはその写し又は（法第15条第1項に規定する）登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する軽微な変更に該当する旨の書面若しくはその写し
- (4) その他建築主事が必要と認める書類
（適合性判定申請の取下げ）

第6条 建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請をした建築主は、当該適合性判定の結果を記載した通知書の交付を受けるまでは、いつでも申請を取り下げることができる。

2 前項の取下げをする場合においては、取下届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（特定建築行為の取止め）

第7条 適合性判定通知書の交付を受けた建築主は、当該特定建築行為を取り止めたときは、建築物エネルギー消費性能確保計画に基づく工事取止届（第7号様式）に、適合性判定通知書及び当該適合性判定に要した図書を添えて、市長に提出しなければならない。

（確保計画書の保存年限）

第8条 規則第1条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画書は、当該確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書を交付した日から15年間保存することとする。

第3章 届出

（添付図書）

第9条 規則第12条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 立面図
- (4) 省エネ基準（省令に規定する基準をいう。以下同じ。）の適用に当たって使用した計算表及びその根拠を示す資料
- (5) 法第19条第1項に規定する建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画（以下「建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画」という。）が建築物の増築又は改築に係るものである場合にあっては、当該建築物が現に存することとなった日を証する図書又はその写し。

2 前項の規定にかかわらず、法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（ただし、いずれも業として、建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は建築物の建設工事を請け負う者に支配されていないものに限る。以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」という。）から次の各号のいずれかに掲げる書類の交付を受けた場合にあっては、前項第4号に掲げる図書に代えて、当該書類を添付図書とすることができる。

- (1) 品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価書（戸建て住宅に係るものであって、日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級が等級4であり、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級4又は5であるものに限る。）
- (2) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書（建築物全体を評価しているものであって、一次エネルギー消費量基準に適合しているものに限る。また、住宅にあっては、これに加えて、外皮基準に適合（共同住宅にあっては、各住戸が外皮基準に適合）しているものに限る。）
- (3) 前各号に掲げるものと同等のものとして市長が認めるもの。

(審査)

第10条 市長は、建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の届出又は通知があったときは、当該計画が省エネ基準に適合するかどうかを審査するものとする。

2 市長は、前項の審査において、適切な判断を実施するため必要があると認めるときは、届出者又は通知者に説明を求めるものとする。

(審査結果及び審査基準)

第11条 前条第1項の審査における審査の結果及び審査の基準は、別表のとおりとする。

(指示又は命令)

第12条 法第19条第2項の規定による指示は、指示書(第8号様式)により行うものとする。

2 法第19条第3項の規定による命令は、命令書(第9号様式)により行うものとする。

(届出の取下げ)

第13条 建築主は、建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の届出又は通知をした後に、当該の届出又は通知を取り下げる場合は、取下届を市長に提出しなければならない。

(計画書の保存年限)

第14条 規則第12条第1項に規定する届出書及び規則第14条第1項の規定によって読み替えられた規則第12条第1項に規定する通知書は、当該届出及び当該通知書を受理した日から5年間保存することとする。

第4章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び 建築物のエネルギー消費性能に係る認定

(添付図書)

第15条 規則第23条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等の技術的審査を受けた場合は、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が交付する適合証及び技術的審査に要した書類

- (2) 品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の設計住宅性能評価を受けた場合は、当該登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級が等級4であり、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級5（平成28年4月1日において現に存する建築物については、一次エネルギー消費量等級が等級4又は5）であるものに限る。）の写し及び当該設計住宅性能評価に要した書類の写し

第16条 規則第30条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等の技術的審査を受けた場合は、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が交付する適合証及び技術的審査に要した書類
- (2) 法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた場合は、法第12条第6項に規定する適合判定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し
- (3) 法第23条第1項に規定する特殊の構造又は設備を用いて建築が行われる建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の認定を受けた場合は、規則第18条第1項に規定する認定書（建築物全体に係る評価に係るものに限る。）の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し
- (4) 法第30条第1項に基づく性能向上計画認定を受けた場合（法第31条第2項の規定により準用する場合を含む。）は、当該通知書の写し、当該認定に要した書類の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し
- (5) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に基づく低炭素建築物新築等計画認定を受けた場合は、当該通知書の写し、当該認定に要した書類の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し

(6) 品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の、建設住宅性能評価を受けた場合は、当該登録住宅性能評価機関が交付する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級が等級4であり、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級4又は5（平成28年4月1日において現に存する建築物については一次エネルギー消費量等級が等級3、4又は5）であるものに限る）の写し及び建設住宅性能評価に要した書類の写し

（認定申請の取下げ）

第17条 法第29条第1項、法第31条第1項又は法第36条第1項の規定による認定の申請をした者は、当該認定に係る通知を受けるまでは、いつでも申請を取り下げることができる。

2 前項の取下げをする場合においては、取下届を市長に提出しなければならない。

（不認定の通知）

第18条 市長は、法第29条第1項又は法第31条第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項に定める基準に適合しないと認める場合（同条第2項の申出があった場合にあつては、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合しないと認める場合を含む。）は、その旨を、不認定通知書（第10号様式）により通知するものとする。

2 市長は、法第36条第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が省エネ基準に適合していないと認める場合は、その旨を、不認定通知書により通知するものとする。

（認定の工事の取止め等）

第19条 法第30条第1項の認定を受けた者（当該認定を受けた建築物又はその部分の所有権その他法第29条第1項に規定するエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に必要の権原を取得した者がいる場合にあつては、その者とする。以下「認定建築主」という。）は、その工事を取り止めたときは、取止届（第11号様式）を、市長に提出しなければならない。

2 法第36条第2項の認定を受けた者は、当該認定の取消しを市長に申請する

ことができる。

3 前項の申請をしようとする者は、取止届を市長に提出しなければならない。

(認定の軽微な変更)

第20条 認定建築主は、規則第26条第1号に規定する変更をしようとするときは、記載事項変更届(第12号様式)を市長に提出しなければならない。

2 認定建築主は、規則第26条第2号に規定する変更をしようとするときは、記載事項変更届に当該変更に係る添付図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(認定の完了の報告)

第21条 認定建築主は、法第30条第1項の認定を受けて行った法第29条第1項に規定するエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が完了したときは、完了報告書(第13号様式)を市長に提出しなければならない。

(是正要請)

第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、申請者、認定建築主又は建築物の所有者に対して是正を要請することができるものとする。

(1) 申請者、認定建築主又は建築物の所有者が関係法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

(2) 法第30条第1項の認定を受けた建築物の建築及び法第36条第1項の認定を受けた建築物の維持保全が適正に行われていないとき。

(認定の取消し)

第23条 市長は、法第34条に規定する認定の取消しを行ったときは、その旨を認定取消通知書(第14号様式)により、当該認定建築主であった者に通知するものとする。

2 市長は、法第37条に規定する認定の取消しを行ったときは、その旨を認定取消通知書により、当該建築物の所有者に通知するものとする。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 法附則第7条第1項の規定を適用する場合にあっては、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請書又は同法第18条第2項の規定による通知書に、エネルギー使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第75条第1項の規定による当該届出書の副本の写しを添付するものとする。

別表

	審査の結果	審査の基準
1	適合	省エネ基準に適合しているもの。
2	不十分	一次エネルギー消費量の設計値が省エネ基準を満たさないもののうち、基準値の1.1倍以内のもの。 また、住宅については、外皮平均熱還流率と冷房期の平均日射熱取得率の設計値が省エネ基準を満たさないもののうち、外皮平均熱還流率が1.54、冷房期の平均日射熱取得率が3.8以内のもの。
3	著しく不十分	1項及び2項以外のもの。